

福井市環境保全功労者表彰候補者を募集します

福井市では、環境保全のための活動を継続して実施し、顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

1. 表彰対象者

(ア) 本市に住所を有し、本市で活動を3年以上行っている個人^{※1}

(イ) 本市に本拠を有し、本市で活動を3年以上行っている団体^{※2}

※1 ただし、家庭内のみでの取り組みは除きます。

また、自治会等における役員や美化地区推進員など委任を受けて活動を行っておられる方については、過去3年以上委任による職務の範囲を超えた具体的かつ継続的な活動が伴っていること、又は、委任の範囲であっても継続して6年以上の活動実績があることが、要件になります。

令和5年度より表彰の基準を改正していますので、現在活動を終了している方については、事前に個別にお問合せください。

※2 ただし、営利を目的とする活動は除きます。(例 自治会の青年会・ボランティアグループ・NPO法人・学校・児童クラブなど。また、企業等においては営利活動以外の活動)

※1・2 いずれも、刑罰、破産宣告等のないことが条件です。また、過去に同一の表彰を受けた方や団体は除きます。

2. 表彰対象となる活動

(ア) メダカ、ホタル、湧水、里山等の自然環境の保全・保護等の自然環境保護活動

(イ) 道路・公園・河川等の清掃活動、または、街路や公共の花壇への花木の植栽や植林等の緑化活動

(ウ) リサイクル運動、買物袋持参運動等、廃棄物やごみの減量化を推進する活動

(エ) 省エネルギーや再生可能エネルギーの導入促進等、環境に配慮した生活の普及に努める等の地球温暖化防止のための活動

(オ) 環境学習会の開催や指導等の環境教育活動

(カ) 環境に関する情報提供を行う等、市民の環境意識の向上に貢献している活動

(キ) 上記のほか、環境保全に大きく寄与していると認められる活動

3. 表彰候補者の推薦（募集）

(ア) 自薦・他薦を問いませんが、個人の方は、公民館、自治会等からの推薦が必要です。

(イ) 他薦の場合は、必ず候補者本人の了承を得てください。

(ウ) 所定の用紙に必要事項を記入して7月25日（金）までに環境政策課へご提出ください。

(エ) ご提出いただいた書類はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

(裏面に続きます)

4. 被表彰者の決定

被表彰者は表彰選考会で審査して決定します。審査に際して訪問調査の実施や、推薦者及び応募者に対し、問い合わせ等を行う場合があります。

被表彰者は、11月24日（月祝）開催予定の福井市環境フェアにおいて表彰します。

5. その他

令和5年度より、福井市環境保全功労者表彰実施要領及び推薦書（様式）を改正しています。新しい要領と様式は、市ホームページからダウンロードできます。

6. 問合せ・提出先

〒910-8511

福井市大手3丁目10-1

福井市 市民生活部 環境事務所 環境政策課

電話：0776-20-5609

FAX：0776-20-5754

Eメール：kansei@city.fukui.lg.jp



福井市 HP